

12月3日～9日は、

障がい者週間です

「障がい者週間」は、広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障がい者基本法により設けられているものです。

今回は、障がい者差別解消法の改正について、全国障がい者スポーツ大会、ヘルプマークのことや軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について紹介します。

令和6年4月1日から
事業者による合理的配慮の提供が
義務化されています。

障がいのある人から「社会的なバリア(生活のしづらさ)を取り除いてほしい」という意味が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

合理的配慮の例

耳の不自由な方のために、手話通訳者や前方の席をご用意



全国障がい者スポーツ大会

国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進させることを目的として開催されている大会です。

今年の第23回全国障がい者スポーツ大会「SAGA2024」(10月26～28日開催)では、飯塚市在住の選手9名が選出されました。



ヘルプマークとは

目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる意思表示の方法として作成されたマークです。

ヘルプマークをつけた方を見かけたら…

電車・バスの中で、席をお譲りいただくなどの配慮をお願いします。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目でみられ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚や聴覚に障がいがあり、状況把握が難しい方、肢体に障がいがあり、自力での迅速な避難が困難な方など様々な方がいます。

ヘルプマークは、社会・障がい者福祉課および各支所市民窓口課において配布しています。必要な人は、お申し付けください。



あれ、
聞こえづらいのかな…？



難聴がある子どもたちの補聴器購入費等に関する助成制度があります！

乳幼児健診や日常生活等で難聴の疑いがあるとされた場合には、医療機関を受診します。そのとき、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児と診断された場合でも、補聴器購入費等助成制度を活用できる場合があります。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

飯塚市では、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成しています。



対象となる児童

- ①飯塚市内に住所がある児童。
- ②18歳以下の児童。(18歳になって最初の3月31日までの間にある児童)
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で障がい者手帳の交付対象とならない児童。また、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童。

※ただし、対象となる児童に、一定以上の所得がある場合は支給対象から除かれる場合があります。

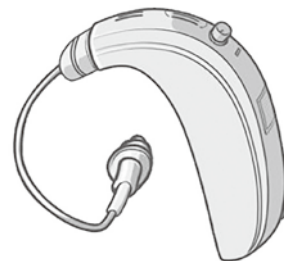
助成額

補聴器(市で定めた対象となる補聴器)の購入費用の3分の2

※必ず購入前に申請してください。すでに購入されたものについては、助成の対象となりません。

聴力と難聴のめやす

程度	測定値	きこえ
正 常	0～25デシベル	きこえに問題はない
軽 度	25～40デシベル	小声だと聞き取りづらい
中等度	40～70デシベル	普通の会話の聞き取りが困難
高 度	70～90デシベル	近くでの大声や補聴器などを用いれば会話が聞き取れる
重 度	90デシベル～	補聴器を用いても聞き取れないことが多い



問合せ：社会・障がい者福祉課 ☎0948-22-5500 (内線：1152)
ファックス：0948-21-6356 メールアドレス：shakai@city.iizuka.lg.jp